

証券コード 7949
2025年6月3日

株 主 各 位

石川県小松市工業団地1丁目72番地
小松ウオール工業株式会社
代表取締役社長 **加 納 慎 也**

第58期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第58期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

■ 当社ウェブサイト

<https://www.komatsuwall.co.jp/ir/stock/meeting/index.html>



■ 東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「小松ウオール工業」または「コード」に当社証券コード「7949」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／P R 情報」を順に選択のうえ、ご確認ください。

■ 株主総会資料 掲載ウェブサイト

<https://s.srdb.jp/7949/>



なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、来る2025年6月24日（火曜日）午後5時20分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

日 時	2025年6月25日（水曜日）午前10時（午前9時より受付開始）
場 所	石川県小松市工業団地1丁目72番地 当社本店 2階会議室
目的事項	報告事項 第58期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告および計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 第58期剰余金の処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
招集にあたっての決定事項	・ 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。 ・ インターネットによって複数回重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。 ・ 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては法令および当社定款第16条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従って、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際し、監査をした対象書類の一部であります。
事業報告：「会社の体制および方針」「事業報告に係る監査等委員会の監査報告」
計算書類：「株主資本等変動計算書」「個別注記表」「計算書類に係る監査等委員会及び会計監査人の監査報告」
- ◎株主総会終了後、株主の皆様との懇談の場を設けておりますので、お気軽にご出席いただきご意見などを賜りたいと存じます。なお、株主総会ご出席株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにてその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権の行使方法は、以下の方法がございます。

「株主総会参考書類」をご検討のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席いただく場合

株主総会開催日時

2025年6月25日(水) 午前10時

同封の議決権行使書用紙を
会場受付にご提出ください。



株主総会にご出席いただけない場合

書面による議決権行使

行使期限

2025年6月24日(火) 午後5時20分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご返送ください。
なお、賛否のご表示をされない場合は、賛成のご表示をされたものとして取り扱わせていただきます。



「スマート行使」による議決権行使

行使期限

2025年6月24日(火) 午後5時20分まで

- 1 同封の議決権行使書用紙の右下「スマート行使」用QRコードをスマートフォンまたはタブレット端末で読み取ります。
※QRコードを読み取れるアプリケーションまたは機能が導入されている必要があります。
(QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。)



- 2 画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。



一度議決権を行使した後で行使内容を変更する場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。

インターネットによる議決権行使

行使期限

2025年6月24日(火) 午後5時20分まで

議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスし、画面の案内に従って議決権をご行使ください。



「スマート行使」およびインターネットによる行使に関するお問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部

電話番号 **0120-768-524** (フリーダイヤル)

(ご利用時間 午前9時～午後9時(年末年始を除く))

ご参考

当社は、(株)ICJが運営する「機関投資家向け」議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

「ネットで招集」のご案内

本招集通知の主要コンテンツをパソコン・スマートフォン等でもご覧いただけます。

閲覧
方法

以下、ウェブサイトもしくはQRコードにアクセスしてご覧ください。

<https://s.srdb.jp/7949/>

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



議決権行使のお取り扱い

- 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- インターネットによって複数回重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

議案および参考事項

第1号議案

第58期剰余金の処分の件

当社は、中期経営計画「NEXT VISION 2028」に基づき、株主の皆様へ安定的かつ継続的な利益還元を行うことが最も重要であると考えており、資本効率の重要性を認識するとともに、財務体質の健全性を維持した上で、純資産配当率（DOE）3.0%を下限とする配当を実施し、持続的な成長の実現等により配当水準の安定的向上を目指すことを基本方針としております。

この基本方針を踏まえ、通期業績等を総合的に勘案した結果、当事業年度の期末配当金につきましては、下記のとおりといたしたく存じます。

なお、当社は2024年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定した場合、中間配当金は1株につき30円となり、本議案を承認可決いただければ、年間配当金は1株につき65円となる予定です。

1

配当財産の種類

金 銭

2

株主に対する配当財産の割当てに

関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金 35円

総 額 628,323,850円

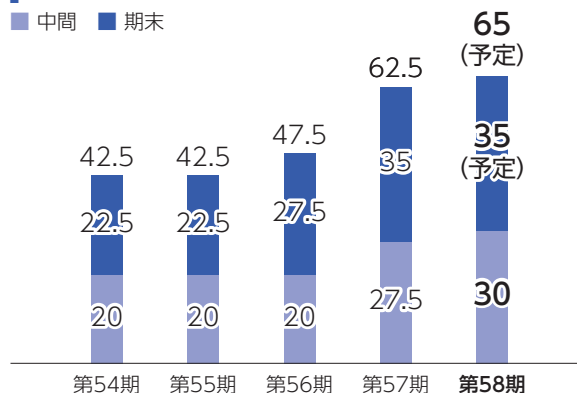
3

剰余金の配当が効力を生ずる日

2025年6月26日

<ご参考> 1株当たり年間配当金の推移 (単位:円)

■ 中間 ■ 期末



※当社は、2024年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割をおこないました。上記の「1株当たり年間配当金の推移」につきましては、第54期の期首（2020年4月1日）に当該株式分割が行われたと仮定して算出しております。

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関し、監査等委員会より特段の意見がない旨を確認しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	性別 (年齢)		現在の当社における地位	取締役会出席状況 (2025年3月期)	取締役 在任期間
1	か のう しん や 加 納 慎 也	男性 (満41歳)	再任	代表取締役社長 社長執行役員	12回／12回	8年
2	やま だ しん いち 山 田 新 一	男性 (満59歳)	再任	取締役 常務執行役員営業本部長	12回／12回	9年
3	あや ゆ き お 綾 由 紀 夫	男性 (満62歳)	再任	取締役 常務執行役員管理本部長	12回／12回	5年
4	はち や とし お 蜂 谷 俊 雄	男性 (満69歳)	再任 社外 独立	社外取締役	12回／12回	5年
5	ふる や まゆみ 古 谷 まゆみ	女性 (満47歳)	再任 社外 独立	社外取締役	12回／12回	3年

(注) 各取締役候補者の年齢は、本定時株主総会時の満年齢となります。

候補者番号

1

か のう しん や
加納 慎也
(1983年9月12日生)

再任

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2011年 4月 当社入社
2014年 4月 同 東京支店営業部長
2016年 4月 同 執行役員営業本部副本部長
2017年 6月 同 取締役
2018年 4月 同 執行役員営業本部副本部長
兼販売企画部長
2019年 4月 同 執行役員企画本部長
兼販売企画部長
2020年 6月 同 常務執行役員企画本部長
兼販売企画部長
2021年 6月 同 常務執行役員技術開発本部長
2022年 4月 同 常務執行役員技術開発本部長
兼IR・経営企画担当
2022年 6月 同 専務執行役員技術開発本部長
兼IR・経営企画担当
2023年 4月 同 専務執行役員IR・経営企画担当
2023年 6月 同 代表取締役社長 現在に至る
2023年 6月 同 社長執行役員 現在に至る

■所有する当社株式の数

12,720株

■取締役在任年数

8年（本総会終結時）

■取締役会への出席状況

12回中12回（100%）

■取締役候補者とした理由

加納慎也氏は、主に営業部門、製品企画、経営企画に携わる等、豊富な業務経験・知見を有し、業務全般を熟知しております。業務執行統括者としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者いたしました。

候補者番号

2

やま だ しんいち
山田 新一
(1965年10月18日生)

再任

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年 6月 当社入社
2014年 4月 同 関西・中京ブロック長
2016年 4月 同 執行役員営業本部副本部長
2016年 6月 同 執行役員営業本部長
2016年 6月 同 取締役 現在に至る
2020年 6月 同 常務執行役員営業本部長 現在に至る

■所有する当社株式の数

14,000株

■取締役在任年数

9年（本総会終結時）

■取締役会への出席状況

12回中12回（100%）

■取締役候補者とした理由

山田新一氏は、主に営業部門に携わる等、豊富な業務経験・知見を有し、業務全般を熟知しております。営業本部長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としていたしました。

候補者番号

3

あや ゆ き お
綾 由紀夫
(1962年8月31日生)

再任

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 3月 当社入社
2016年 11月 同 販売部長
2019年 4月 同 執行役員販売部長
2020年 6月 同 取締役 現在に至る
2020年 6月 同 執行役員技術本部長
2021年 6月 同 執行役員管理本部長
2023年 6月 同 常務執行役員管理本部長 現在に至る

■所有する当社株式の数

11,000株

■取締役在任年数

5年（本総会終結時）

■取締役会への出席状況

12回中12回（100%）

■取締役候補者とした理由

綾由紀夫氏は、主に営業部門、技術部門に携わる等、豊富な業務経験・知見を有し、業務全般を熟知しております。管理本部長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としていたしました。

候補者番号

4

はち や とし お
蜂谷 俊雄
(1956年5月3日生)

社外取締役候補者

独立役員候補者

再任

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4月 株式会社岡田新一設計事務所入社
1983年 4月 株式会社榎総合計画事務所入社
1992年 4月 東洋大学工学部建築学科非常勤講師
2003年 10月 金沢工業大学建築学部教授 現在に至る
2007年 4月 株式会社金沢計画研究所顧問 現在に至る
2020年 6月 当社取締役 現在に至る

〔重要な兼職の状況〕

金沢工業大学建築学部教授
株式会社金沢計画研究所顧問

■所有する当社株式の数

0株

■取締役在任年数

5年（本総会終結時）

■取締役会への出席状況

12回中12回（100%）

■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

蜂谷俊雄氏は、金沢工業大学教授として建築学等を研究しており、建築設計分野の専門家としての長年の経験・知見を有し、社外取締役として、会社から独立した立場で業務執行を監督しております。同氏の有する豊富な専門的知識を踏まえて、当社の経営全般に対して助言を頂戴し、また、業務執行の適切な評価および監督としての役割を期待して、社外取締役候補者いたしました。

候補者番号

5

ふるや
古谷まゆみ
(1978年3月3日生)

社外取締役候補者

独立役員候補者

再任

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2001年 10月 監査法人トーマツ
(現有限責任監査法人トーマツ) 入所
2006年 7月 個人会計事務所開所
2008年 1月 公認会計士登録
2008年 11月 有限責任監査法人トーマツ 入所
2022年 4月 古谷まゆみ公認会計士事務所所長 現在に至る
2022年 6月 当社取締役 現在に至る

〔重要な兼職の状況〕

古谷まゆみ公認会計士事務所所長

■所有する当社株式の数

0株

■取締役在任年数

3年（本総会終結時）

■取締役会への出席状況

12回中12回（100%）

■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

古谷まゆみ氏は、公認会計士として監査法人における長年にわたる豊富な経験と財務・会計に関する相当程度の知見を有し、社外取締役として、会社から独立した立場で業務執行を監督しております。同氏の有する豊富な専門的知識を踏まえて、当社の経営全般に対して助言を頂戴し、また、業務執行の適切な評価および監督としての役割を期待して、社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 蜂谷俊雄氏および古谷まゆみ氏は、社外取締役候補者であります。
3. 古谷まゆみ氏の戸籍上の氏名は、八幡まゆみであります。
4. 当社は、蜂谷俊雄氏および古谷まゆみ氏を東京証券取引所の定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。
5. 蜂谷俊雄氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって5年となります。古谷まゆみ氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年となります。
6. 当社は、蜂谷俊雄氏および古谷まゆみ氏との間で、会社法第427条第1項の規定および定款の定めに基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を、同法第425条第1項に定める最低限度額を限度とする契約を締結しております。各氏が選任された場合、当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る法律上の損害賠償金および訴訟費用を当該保険契約により補填することとしております。なお、各候補者が選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案

監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役中田浩一氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名	性別 (年齢)	現在の当社における地位	取締役会出席状況 (2025年3月期)	取締役 在任期間
なか だ こう いち 男性 中 田 浩 一 (満64歳)	再任 社外 独立	取締役（監査等委員）	12回／12回	4年

（注）取締役候補者の年齢は、本定時株主総会時の満年齢となります。

なか だ こういち
中田 浩一
(1960年9月11日生)

社外取締役候補者

独立役員候補者

再任

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4月 株式会社北國銀行入行
2009年 4月 同 人事部長兼人材開発室長
2011年 4月 同 執行役員小松エリア統括店長兼小松支店長
2013年 6月 同 取締役兼執行役員小松エリア統括店長
兼小松支店長
2016年 4月 同 取締役東京支店長
2017年 4月 同 取締役経営管理部長兼法務室長
2017年 6月 同 常務取締役経営管理部長兼法務室長
2021年 3月 同 取締役常務執行役員
2021年 6月 当社取締役（監査等委員） 現在に至る
2021年 10月 株式会社北國フィナンシャルホールディングス取締役
2022年 3月 北國マネジメント株式会社代表取締役社長
2022年 4月 株式会社COREZO代表取締役社長
株式会社BPOマネジメント代表取締役社長
2023年 3月 株式会社北國フィナンシャルホールディングス
代表取締役 現在に至る

〔重要な兼職の状況〕

株式会社北國フィナンシャルホールディングス代表取締役

■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

中田浩一氏は、金融機関において財務・会計に関する長年の経験・知見を有し、また役員として企業経営に携わる等、豊富な実績を有しております。同氏の有する豊富な専門的知識を踏まえて、当社の経営全般に対して助言を頂戴し、また、業務執行の適切な評価および監督としての役割を期待して、社外取締役候補者いたしました。

■所有する当社株式の数

0株

■取締役在任年数

4年（本総会終結時）

■取締役会への出席状況

12回中12回（100%）

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 中田浩一氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、中田浩一氏を、東京証券取引所の定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 中田浩一氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。
5. 当社は、中田浩一氏との間で、会社法第427条第1項の規定および定款の定めに基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を、同法第425条第1項に定める最低限度額を限度とする契約を締結しております。同氏が選任された場合、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る法律上の損害賠償金および訴訟費用を当該保険契約により補填することとしております。なお、中田浩一氏が選任された場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなり、また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以 上

(ご参考) スキルマトリックス

本定時株主総会の第2号議案及び第3号議案が原案どおりに承認可決された場合、現任の取締役を含めた各取締役のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。なお、以下の一覧表は、各人の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

氏 名	会社における 地位	属性等	当社取締役を求める専門性及び経験						
			企業経営	製造技術・ 開発設計	営業	業界知見	財務会計	法務・ リスクマネジメント	労務・ 人材開発
加 納 慎 也	代表取締役社長		●	●	●	●	●		●
山 田 新 一	取 締 役				●	●	●		●
綾 由紀夫	取 締 役				●	●	●		●
蜂 谷 俊 雄	取 締 役	社外・独立		●		●			●
古 谷 まゆみ	取 締 役	社外・独立	●				●	●	
比 嘉 正 人	取 締 役 (常勤監査等委員)				●	●	●		●
中 田 浩 一	取 締 役 (監 査 等 委 員)	社外・独立	●				●	●	●
松 山 純 子	取 締 役 (監 査 等 委 員)	社外・独立			●		●	●	●

I 会社の現況に関する事項

1. 事業の経過および成果

当事業年度のがわが国経済は、欧米における高い金利水準が継続する中、海外景気の下振れがわが国景気を下押しするリスクとなっているものの、雇用や所得環境が改善する中で景気は緩やかに回復しております。

このような状況にあって当社は、中期経営計画「NEXT VISION 2028」に基づき、3つの基本方針「既存間仕切事業の成長」「新規製品の創出」「生産・物流オペレーションの高度化」に取り組んでまいりました。

「既存間仕切事業の成長」につきましては、オフィス需要の更なる開拓を目的に、東京ショールームの増床リニューアル、大阪ショールームの移転増床リニューアルを行いました。また、当社が技術に強みをもつ移動間仕切のオフィス分野での用途開発を目指し、中心一点吊りのダブルガラススライディングウォール「PIVO」を開発、トイレブースでは表面材とエッジにオレフィンシートを採用し、シンプルかつ洗練されたデザインの「haremo」を開発いたしました。

「新規製品の創出」につきましては、高い意匠性と遮音性を実現したスチールパーティション「STEERA」を開発いたしました。大判タイル、天然木化粧板、ファブリックパネルなど、豊富な表面仕上げ材をラインナップしており、エグゼクティブな空間を演出いたします。仕上げ材も含めてすべての部材が解体・移設が可能で、環境に配慮した製品となっております。

「生産・物流オペレーションの高度化」につきましては、可動間仕切の生産能力の増強と出荷能力の強化等を目的とした加賀工場2号棟（仮称）の建設計画を進めてまいりました。2025年1月30日に公表いたしましたとおり、建設開始時期と操業開始時期の見直しを行いましたが、2025年5月より建設工事を開始しております。

経営成績につきましては、オフィスの底堅い移転需要により主力の可動間仕切並びに固定間仕切が堅調に推移し、売上高は446億16百万円（前事業年度比2.4%増）となりました。受注高は468億33百万円（前事業年度比7.2%増）、受注残高は188億97百万円（前事業年度比13.3%増）となり、その他を除く全ての品目で増加しております。

利益面につきましては、売上総利益率が35.3%（前事業年度比1.4ポイント改善）となりましたが、ショールームの増床に伴う賃借料の増加や物流費の増加などにより販売費および一般管理費が増加したため、営業利益は36億35百万円（前事業年度比0.1%減）、経常利益は37億56百万円（前事業年度比0.6%増）、当期純利益は26億50百万円（前事業年度比4.5%減）となりました。

品目別の売上高につきましては、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

品 目	年度別	前事業年度		当事業年度		前事業 年度比
		売上高	構成比	売上高	構成比	
可 動 間 仕 切		18,316	42.1 %	19,661	44.1 %	107.3 %
固 定 間 仕 切		9,184	21.1	9,398	21.1	102.3
ト イ レ ブ ー ス		8,033	18.4	7,753	17.4	96.5
移 動 間 仕 切		5,963	13.7	6,012	13.5	100.8
ロ ー 間 仕 切		641	1.5	609	1.4	95.1
そ の 他		1,410	3.2	1,181	2.5	83.8
計		43,551	100.0	44,616	100.0	102.4

2. 設備投資および資金調達の状況

当事業年度における設備投資については、各工場の既存機械装置等の維持更新、事務所の移転及び本社建屋の維持更新等を中心に15億14百万円となり、所要資金については自己資金を充当しております。

3. 会社が対処すべき課題

今後の経済見通しにつきましては、物価上昇や通商政策などアメリカの政策動向、金融資本市場の変動等による影響が懸念される一方で、雇用の改善や賃上げによる所得環境の改善を背景に、緩やかな景気回復が続くことが期待されます。

当社事業を取り巻く市場環境としては、首都圏を中心とした都市再開発事業が進行する中、新しい働き方に対応したオフィス環境への投資は引き続き堅調に推移することが見込まれます。一方、中長期的には国内少子高齢化と生産年齢人口の減少に伴う労働力不足の深刻化、原材料やエネルギー価格の高騰、急速なデジタル化の進展など、社会環境が大きく変化する中、変化に柔軟に対応していく必要性が高まっております。

このような状況にあって当社は、中期経営計画「NEXT VISION 2028」の3年目として、3つの基本方針「既存間仕切事業の成長」「新規製品の創出」「生産・物流オペレーションの高度化」に基づく施策を着実に実行してまいります。当社の強みを活かした既存事業の深耕・高度化と、新しい空間価値を創造する新規製品の開発、最新設備の導入やDXの推進等により業績の拡大に努め、持続的な企業価値向上を目指してまいります。社会課題の解決と当社が持続的に成長するための重要課題への取り組みを通じて、E S G経営を推進するとともに、持続可能な社会の構築に貢献してまいります。

4. 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分 \ 期 別	第55期	第56期	第57期	第58期 (当事業年度)
売 上 高	34,541	37,772	43,551	44,616
経 常 利 益	1,847	2,363	3,732	3,756
当 期 純 利 益	1,240	1,627	2,775	2,650
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	66円89銭	87円64銭	149円04銭	145円64銭
総 資 産	42,143	44,760	47,455	46,756
純 資 産	35,399	36,225	38,067	37,790
1 株 当 た り 純 資 産	1,907円42銭	1,950円21銭	2,041円63銭	2,153円83銭

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、2024年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割をおこないました。上記の「1株当たり当期純利益」と「1株当たり純資産」につきましては、第55期（2021年4月1日）の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出しております。
3. 1株当たり当期純利益は期中平均株式数に基づき、1株当たり純資産は期末株式数に基づき算出しております。
4. 当事業年度の業績変動については、「1. 事業の経過および成果」を参照してください。

5. 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

6. 主要な事業内容

当社は間仕切製品の専門メーカーとして、可動間仕切、固定間仕切、トイレブース、移動間仕切、ロー間仕切等の製造、販売および施工を主とし、事業を展開しております。

7. 主要な事業所

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本社	石川県小松市	京都第一支店	京都市下京区
第一工場	//	和歌山支店	和歌山県和歌山市
第二工場	//	奈良支店	奈良県奈良市
第三工場	//	大阪支店	大阪府中央区
加賀賀工場	石川県加賀市	大阪第一支店	//
札幌札幌支店	札幌市西区	大阪第二支店	//
札幌第一支店	//	大阪OS支店	//
青森支店	青森県青森市	神戸支店	神戸市中央区
盛岡支店	岩手県盛岡市	神戸第一支店	//
仙台支店	仙台市宮城野区	岡山支店	岡山県南区
仙台第一支店	//	広島支店	広島市南区
福島支店	福島県郡山市	広島第一支店	広島市中区
新潟支店	新潟県中央区	高松支店	香川県高松市
前橋支店	群馬県前橋市	松山支店	愛媛県松山市
宇都宮支店	栃木県宇都宮市	福岡支店	福岡市博多区
水戸支店	茨城県水戸市	福岡第一支店	福岡市東区
さいたま支店	さいたま市北区	北九州支店	北九州市小倉北区
さいたま第一支店	//	大分支店	大分県大分市
千葉支店	千葉県美浜区	熊本支店	熊本市北区
東京支店	東京都千代田区	宮崎支店	宮崎県宮崎市
東京第一支店	//	鹿児島支店	鹿児島県鹿児島市
東京第二支店	//	札幌サービスセンター	札幌市西区
東京OS支店	//	仙台サービスセンター	仙台市宮城野区
八王子支店	東京都八王子市	前橋サービスセンター	群馬県前橋市
横浜支店	横浜市中区	さいたまサービスセンター	さいたま市北区
横浜第一支店	//	東京サービスセンター	東京都江戸川区
川崎支店	川崎市幸区	横浜サービスセンター	横浜市都筑区
松本支店	長野県松本市	長野サービスセンター	長野県松本市
北信支店	長野県長野市	名古屋サービスセンター	名古屋市瑞穂区
浜松支店	浜松市中央区	京都サービスセンター	京都市伏見区
名古屋支店	名古屋市瑞穂区	大阪サービスセンター	大阪府吹田市
名古屋第一支店	名古屋市中村区	南大阪サービスセンター	堺市美原区
岐阜支店	岐阜県岐阜市	神戸サービスセンター	神戸市兵庫区
三重支店	三重県津市	広島サービスセンター	広島市中区
滋賀支店	滋賀県大津市	福岡サービスセンター	福岡市東区
京都支店	京都市下京区		

(注) 大分支店は、2025年4月1日より営業を開始しております。

8. 従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,399名	46名増	38.0歳	14.1年

(注) 従業員数には、嘱託およびパートタイマー（計39名）は含まれておりません。

Ⅱ 会社の現況 (2025年3月31日現在)

1. 株式の状況

- (1) 発行可能株式総数 50,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 19,721,980株 (自己株式1,769,870株含む。)
- (3) 株 主 数 10,454名 (前事業年度比 2,136名増)
- (4) 大 株 主

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持 株 比 率
K A N O 株 式 会 社	3,463,698 株	19.29 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,144,300	11.94
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信託口)	897,000	5.00
小 松 ウ オ ー ル 工 業 従 業 員 持 株 会	744,580	4.15
有 限 会 社 マ ル ヨ	386,000	2.15
原 田 株 式 会 社	360,000	2.01
加 納 裕	322,024	1.79
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	309,200	1.72
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	296,329	1.65
INTERACTIVE BROKERS LLC	210,600	1.17

- (注) 1. 持株比率は自己株式 (1,769,870株) を控除して計算しております。
2. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社および株式会社日本カストディ銀行の持株数は、信託業務に係るものであります。
3. 株式会社日本カストディ銀行が保有する897,000株には、「株式給付信託 (BBT)」に係る信託財産406,600株が含まれており、計算書類においては自己株式として処理しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区 分	株 式 数 (株)	交付対象者数 (名)
取締役 (監査等委員を除く)	—	—
(うち社外取締役)	(—)	(—)
取締役 (監査等委員)	13,000	1
(うち社外取締役)	(—)	(—)
合 計	13,000	1
(うち社外取締役)	(—)	(—)

(注) 当社は2024年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。上記の株式数は、当該株式分割前の実際に交付した株式数を記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

- ①2024年8月8日開催の取締役会決議に基づき、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を目的として、2024年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。これにより、発行済株式総数は10,903,240株増加し21,806,480株となりました。また、当社定款第6条を変更し発行可能株式総数を25,000,000株増加し50,000,000株としております。
- ②2024年10月31日開催の取締役会決議に基づき、機動的な政策実行及び資本効率の向上を通じた株主利益の向上を図ることを目的として、当社普通株式1,134,500株を2024年11月1日付で取得しました。
- ③2024年10月31日開催の取締役会決議に基づき、当社の株式の将来的な希薄化懸念を払拭することを目的として、2,084,500株（②の決議により取得した自己株式の全株及び②の決議によらずに保有している自己株式のうち950,000株の合計）を2024年11月8日付で消却しました。これにより、発行済株式総数は19,721,980株となりました。
- ④2024年10月31日開催の取締役会決議に基づき、株式給付信託（BBT）への追加信託を目的として、2024年11月18日付で155,000株の自己株式を第三者割当により処分しました。

2. 新株予約権等に関する事項

該当事項はございません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役に関する事項（2025年3月31日現在）

氏 名	会社における地位	担当および重要な兼職の状況
加 納 慎 也	代 表 取 締 役 社 長	社長執行役員
山 田 新 一	取 締 役	常務執行役員営業本部長
廣 瀬 紀 夫	取 締 役	常務執行役員生産本部長
綾 由 紀 夫	取 締 役	常務執行役員管理本部長
蜂 谷 俊 雄	取 締 役	金沢工業大学建築学部教授 株式会社金沢計画研究所顧問
古 谷 まゆみ	取 締 役	古谷まゆみ公認会計士事務所所長
比 嘉 正 人	取 締 役 (常勤監査等委員)	
中 田 浩 一	取 締 役 (監 査 等 委 員)	株式会社北國フィナンシャルホールディングス代表取締役
松 山 純 子	取 締 役 (監 査 等 委 員)	香林坊法律事務所所長

- (注) 1. 取締役 蜂谷俊雄氏、古谷まゆみ氏および取締役（監査等委員）中田浩一氏、松山純子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、比嘉正人氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役 蜂谷俊雄氏、古谷まゆみ氏および取締役（監査等委員）中田浩一氏、松山純子氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 当事業年度中の異動は次のとおりであります。

(就任)

取締役（常勤監査等委員）比嘉正人氏は、2024年6月26日開催の第57期定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。

取締役（監査等委員）松山純子氏は、2024年4月11日に金沢地方裁判所に一時取締役（監査等委員）として選任され、就任し、同年6月26日開催の第57期定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。

(退任)

取締役（常勤監査等委員）金子信一氏は、2024年6月26日付にて任期満了となり退任いたしました。

5. 取締役（監査等委員）中田浩一氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

6. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。

異 動 日	氏 名	担当および重要な兼職の状況	
		新	旧
2024年6月26日	廣瀬 紀夫	常務執行役員 生産本部長兼第一製造部長	常務執行役員 生産本部長
2024年10月1日	廣瀬 紀夫	常務執行役員 生産本部長	常務執行役員 生産本部長兼第一製造部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定および定款の定めに基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を、同法第425条第1項に定める最低限度額を限度とする契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る法律上の損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約により補填することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役（監査等委員である取締役を含む）及び当社執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。なお、犯罪行為や法令に違反することを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があり、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

(4) 取締役の報酬等

1. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月8日の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を決議し、委員の過半数を独立社外取締役で構成する任意の指名・報酬委員会の設置に伴い、2022年5月19日の取締役会において改定しております。その内容は以下のとおりです。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

①基本方針

取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、持続的な企業価値の向上を図るインセンティブとして機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、年額報酬としての基本報酬と、業績報酬としての株式報酬で構成し、社外取締役の報酬は、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払う。

②基本報酬の個人別の報酬額の決定方針

基本報酬は、当社の業績、従業員の給与・賞与水準、他社の動向および過去の支給実績等を総合的に勘案して年額にて定め、毎月これを12で除した額を支給する。

③業績報酬並びに非金銭報酬等の内容及び額の算定方法の決定方針

業績報酬は、業績向上に対する意識を高めるために、当社の取締役（監査等委員である取締役を含み、社外取締役を除く。）に対して、その退任時に、その役位や業績達成度等に応じて毎年付与されるポイントに基づき、当社株式が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」によるものとする。当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にするため、直前事業年度における当社管理会計ベースの経常利益額の対前事業年度比増減率より算定する業績連動係数と、役位及び職責による職位別基準ポイントにより、付与すべき株式数を算出する。

④報酬の種類別の割合の決定方針

取締役（社外取締役を除く。）の業績報酬の割合は報酬総額20%を上限とする。

⑤個人別の報酬等の内容の決定に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額は、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とする。取締役会は、当該権限が適切に行使されるよう、原案について指名・報酬委員会からの答申を受けたのち、監査等委員会からの意見を受けることとし、代表取締役社長は当該答申及び意見の内容に基づき決定することとす

る。業績報酬は、役員株式給付規定に基づき算出された総額および個別の配分を取締役会で決議することとする。なお、監査等委員である取締役の報酬は、各監査等委員による協議のうえ、監査等委員会で決定する。

2. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2016年6月24日開催の第49期定時株主総会において年額400百万円以内（ただし使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名（うち社外取締役0名）です。

取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年6月24日開催の第49期定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は4名（うち社外取締役3名）です。

また、上記の報酬限度額とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役を含み、社外取締役を除く。）の業績連動型株式報酬は、2016年6月24日開催の第49期定時株主総会において、1事業年度当たりのポイント数の合計として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については22,500ポイント、取締役（監査等委員）については2,500ポイントを上限と決議いただいております。なお、取締役に付与されるポイントは、退任時の株式給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式2株（注）に換算されます。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を含み、社外取締役を除く。）の員数は6名です。

（注）当社は、2024年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。そのため、同日以降、ポイント数と株式数の換算比率について、1ポイント当たり当社普通株式2株に調整しております。

3. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会決議に基づき代表取締役社長 社長執行役員加納慎也が取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額としております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当業務の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。取締役会は当該権限が適切に行使されるよう、原案について指名・報酬委員会における多角的な視点からの審議・答申を経たうえで、監査等委員会からの意見を受けることとし、代表取締役社長は当該答申及び意見の内容に従って決定する等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

4. 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	確定拠出年金	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	248 (12)	187 (12)	60 (-)	0 (-)	6 (2)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	31 (7)	27 (7)	3 (-)	- (-)	4 (2)
合計 (うち社外取締役)	279 (19)	215 (19)	64 (-)	0 (-)	10 (4)

(注) 1. 業績連動報酬の算定方法および指標は以下のとおりであります。

付与ポイント＝職位別基準ポイント×業績連動係数

※業績連動係数：当事業年度における当社管理会計ベースの経常利益額の対前事業年度比増減率から算定する。(係数：1.5～0.8)

なお、当事業年度の業績連動係数の実績は0.9であります。

当社は、取締役(監査等委員である取締役を含み、社外取締役を除きます。)の報酬と、当社の業績および株式価値との連動性をより明確にするため、役位および職責による職位別基準ポイント、業績連動係数を当該業績連動報酬の指標として採用しております。

2. 報酬等の額及び員数には、2024年6月26日開催の第57期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(常勤監査等委員)1名を含めております。

3. 業績連動報酬の額は当事業年度に費用計上した役員株式給付引当金繰入額であります。

(5) 社外役員に関する事項

1. 他の法人等との重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役 蜂谷俊雄氏は、金沢工業大学建築学部教授および株式会社金沢計画研究所顧問を兼務しております。なお、当社との間には特別の利害関係はありません。

取締役 古谷まゆみ氏は、古谷まゆみ公認会計士事務所所長を兼務しております。なお、当社と同事務所の間には特別の利害関係はありません。

取締役(監査等委員) 中田浩一氏は、株式会社北國フィナンシャルホールディングス代表取締役を兼務しております。なお、当社と同社の間には特別の利害関係はありません。

取締役(監査等委員) 松山純子氏は、香林坊法律事務所所長を兼務しております。なお、当社と同事務所の間には特別の利害関係はありません。

2. 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会 出席状況	監査等委員会 出席状況	主な活動状況
取 締 役	蜂谷 俊雄	12回／12回	－	主に建築設計分野研究における大学教授として建築設計分野に関する高い学識を有していることから、専門的見地からの発言を適宜行っております。なお、同氏は、任意の指名・報酬委員会の委員長を務めました。
取 締 役	古谷 まゆみ	12回／12回	－	主に公認会計士として財務・会計に関する高い学識を有していることから、専門的見地からの発言を適宜行っております。なお、同氏は、任意の指名・報酬委員会の委員を務めました。
取 締 役 (監査等委員)	中田 浩一	12回／12回	11回／11回	主に出身分野である金融分野に関する高い学識と経営者としての豊富な経験を有していることから、専門的見地からの発言を適宜行っております。なお、同氏は、任意の指名・報酬委員会の委員を務めました。
取 締 役 (監査等委員)	松山 純子	12回／12回	11回／11回	主に弁護士として法務に関する高い学識と企業勤務経験を有していることから、専門的見地からの発言を適宜行っております。

(注) 取締役（監査等委員）松山純子氏の取締役会及び監査等委員会の出席状況につきましては、一時取締役（監査等委員）に就任した2024年4月11日以降及び取締役（監査等委員）に就任した2024年6月26日以降の状況を記載しております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 かなで監査法人

(2) 報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19百万円

(注) 1. 会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額については明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査の日程や人員配置などの内容、前事業年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬となる見積もりの算定根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が職務上の義務に違反し、又は職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断した場合には、監査等委員会が会社法第340条の規定により会計監査人を解任いたします。

また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、その他必要と判断される場合には、監査等委員会は、会計監査人の選任および解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定します。

5. 会社の体制および方針

当社は、企業価値を高めるべく、取締役会で定める「内部統制システム構築に関する基本方針」等に基づき、実効性のある内部統制システムの整備・運用に努めております。

(1) 業務の適正を確保するための体制

(基本理念)

われわれは、常に一流を指向し、内に礼節、勤勉、誠実を心がけ、積極果敢に行動します。

- 一. 常に需要の動向を的確にとらえ、より良い製品、サービスを提供します。
- 一. 顧客に奉仕し、明るい職場環境をつくり、従業員の生活向上を図ります。
- 一. 限りない情熱と、たゆまぬ努力を重ね、企業の発展を期し社会のために尽します。

(行動指針)

私たちの目指すところは、誠実かつ公正な経営を実現し、企業の社会的責任を果たしていくことです。私たちは次のとおり行動します。

- 1. 私たちは、顧客の満足を第一とし、常に最高の製品、サービスを提供していきます。
- 2. 私たちは、法令やルールを厳格に遵守し誠実かつ公正な企業活動を行います。
- 3. 私たちは、社員一人ひとりの人権と人格を尊重するとともに、働きやすい企業風土の実現に努めます。
- 4. 私たちは、ステークホルダーに対して、公正で適切な情報開示に努めます。
- 5. 私たちは、かけがえのない地球環境を守るため、環境保全の活動を通して社会に貢献します。
- 6. 私たちは、国際化時代にあって異なる文化的伝統や慣習を尊重します。
- 7. 私たちは、利益と倫理が相反する場合、迷わず倫理を選択します。
- 8. 私たちは、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度でのぞみます。

(内部統制システム構築に関する基本方針)

- 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、取締役及び使用人が法令や定款に適合した行動ができるように「行動規範」を制定し、その徹底を図るため社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置して、コンプライアンス体制の強化推進に努める。

また、コンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報を受け付ける通報相談窓口を設ける。

社長直轄の組織として内部監査室を設置し、内部監査室による内部監査を実施する。内部監査の計画及び結果については、定期的に取り締役に報告されるものとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、取締役の職務執行に係る情報については、法令や社内規程に基づき、文書または電子的媒体に記録し、適切に保存・管理する。
取締役は、それらの情報をいつでも閲覧できるものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、リスク管理体制の強化推進に努め、当社を取り巻くリスクを特定したうえで適切なリスク対応を決定する。また、「コンプライアンス・リスク管理委員会」へリスク情報を集約し、職務執行への活用を図るとともに、緊急事態が生じた場合の危機管理対応策を検討する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、取締役の職務権限、会議体の開催や付議基準等を明確化するとともに、意思決定の妥当性を高めるための体制を強化する。
取締役会は原則月1回開催し、経営に関する重要事項について審議、議決及び取締役の業務執行状況の監督等を行う。
5. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
当社は、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査に必要な知識・能力を備えた人員を配置する。当該使用人は監査等委員会の指揮命令に従うものとし、監査等委員以外の取締役からの指揮は受けないものとする。
また、当該使用人の人事については監査等委員会の同意を得たうえで決定し、監査等委員以外の取締役からの独立性を確保する。
6. 監査等委員以外の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及びこれらの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社の監査等委員以外の取締役及び使用人は、職務の執行に関して重大な法令・定款違反、不正行為の事実及び会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査等委員会に報告するものとする。
なお、当該報告をした者に対し、その報告を行ったことを理由とする不利な取扱いを禁止する。
内部監査室は内部監査の計画及び結果を、監査等委員会に定期的に報告するものとする。

7. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について必要と判断した費用または債務の処理を求めたときは、監査等委員の職務執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかにその処理を行う。

8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて監査等委員以外の取締役または使用人にその説明を求めることができることとする。

また、監査等委員会は、会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、内部監査部門と情報の交換に努め、連携して監査の実効性を確保する。

(反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況)

当社は社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、毅然とした態度で臨むものとし、関係排除に取り組んでおります。

1. 不当要求に関する対応統括部署は総務部とし、不当要求防止責任者を設置するとともに、事案により関係部署と協議し対応しております。
2. 石川県企業防衛対策協議会、公益財団法人石川県暴力追放運動推進センター等の指導を受けるとともに、必要に応じて警察署、顧問弁護士等と連携して、反社会的勢力に対する体制を整備しております。
3. 反社会的勢力に関する情報を社内で収集し一元管理するとともに、当該情報を取引等の相手方が反社会的勢力であるかどうかの確認に利用しております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、業務の適正を確保するための体制に基づき、下記のとおり運用しております。

1. コンプライアンスおよび損失の危険の管理に対する取り組みについて

社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、コンプライアンスおよび損失の危険に関する情報の管理・集約、対策等の協議を行っております。なお、当事業年度においては、コンプライアンス・リスク管理委員会を4回開催しております。

また、「行動規範」を定め、コンプライアンスやリスク等に関する相談や不正行為等の通報を受け付ける通報相談窓口を設置し、問題の早期発見と速やかな改善措置を講じております。

2. 取締役の職務執行の効率性を確保する体制について

取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名（うち社外2名）および監査等委員である取締役3名（うち社外2名）で構成し、定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要ある時は臨時の取締役会を開催しております。なお、当事業年度においては、取締役会を12回開催し、取締役会規則で定める取締役会付議事項のほか、業績の進捗、対策等について適宜議論を行っております。

また、取締役会を補完する機能として、取締役が参加する会議体を毎月開催しており、経営環境の変化に迅速な対応と意思決定が行える体制をとっております。

3. 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

監査等委員会は、監査等委員3名（うち常勤1名、社外2名）で構成し、常勤監査等委員は各種委員会および会議体に出席するほか、社外の監査等委員、内部監査部門、会計監査人との情報交換に努め、連携を高めております。なお、当事業年度においては、監査等委員会を11回開催しております。

また、監査等委員は、主要な業務執行に関する文書等を閲覧し、必要に応じて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）や関係部門との意見交換が行える体制をとっております。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、中期経営計画「NEXT VISION 2028」に基づき、株主の皆様へ安定的かつ継続的な利益還元を行うことが最も重要であると考えており、資本効率の重要性を認識するとともに、財務体質の健全性を維持した上で、純資産配当率（DOE）3.0%を下限とする配当を実施し、持続的な成長の実現等により配当水準の安定的向上を目指すことを基本方針としております。

この基本方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき35円とさせていただきます。なお、当社は2024年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定した場合、中間配当金は1株につき30円となり、当事業年度の年間配当金は1株につき65円となる予定です。

次期以降の利益配分につきましては、2025年4月28日に公表いたしました「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」に基づき、株主還元方針を変更し、配当水準を「純資産配当率（DOE）3.0%を下限とする」から「6%を目安とする」に引き上げを行います。

以 上

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	31,322	流 動 負 債	6,373
現金及び預金	16,714	買掛金	2,323
受取手形	768	リース債務	15
売掛金	6,217	未払金	1,282
契約資産	2,829	未払費用	330
電子記録債権	3,417	未払法人税等	737
棚卸資産	1,117	契約負債	213
前払費用	153	預り金	23
その他の金	103	賞与引当金	1,300
貸倒引当金	△0	工事損失引当金	5
固 定 資 産	15,433	その他の	140
有 形 固 定 資 産	12,260	固 定 負 債	2,592
建物	11,366	リース債務	174
構築物	951	退職給付引当金	1,966
機械及び装置	7,752	役員株式給付引当金	277
車両運搬具	147	その他の	173
工具、器具及び備品	1,733	負 債 合 計	8,965
土地	4,646	(純 資 産 の 部)	
リース資産	202	株 主 資 本	37,701
建設仮勘定	173	資本	3,099
減価償却累計額	△14,711	資本剰余金	3,031
無 形 固 定 資 産	415	資本準備金	3,031
ソフトウェア	394	利 益 剰 余 金	33,776
その他の金	21	利益準備金	301
投資その他の資産	2,757	その他利益剰余金	33,475
投資有価証券	475	固定資産圧縮積立金	246
出資金	13	別途積立金	14,986
長期貸付金	5	繰越利益剰余金	18,242
破産更生債権等	8	自 己 株 式	△2,207
長期前払費用	5	評価・換算差額等	88
繰延税金資産	1,047	その他有価証券評価差額金	88
その他の金	1,209	純 資 産 合 計	37,790
貸倒引当金	△7	負 債 ・ 純 資 産 合 計	46,756
資 産 合 計	46,756		

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	44,616
売上原価	28,857
売上総利益	15,759
販売費及び一般管理費	12,123
営業利益	3,635
営業外収益	
受取利息	1
受取配当金	9
受取補償金	56
受取手数料	3
受取保険金	0
受取家の賃金	11
その他	36
経常利益	120
特別利益	3,756
固定資産売却益	1
投資有価証券売却益	54
特別損失	56
固定資産除却損	9
税引前当期純利益	9
法人税、住民税及び事業税	3,802
法人税等調整額	1,150
当期純利益	1
	1,151
	2,650

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									評価・換算 差額等
	資本金	資本 剰余金		利益 準備金	利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金
		資本 準備金	その他資 本剰余金		その他利益剰余金					
					固定資産 圧縮積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	3,099	3,031	3	301	249	14,986	18,823	△2,525	37,970	96
当 期 変 動 額										
剰余金の配当							△1,230		△1,230	
当期純利益							2,650		2,650	
固定資産圧縮積立 金の取崩					△0		0		－	
税率変更による 積立金の調整額					△3		3		－	
自己株式の取得								△1,950	△1,950	
自己株式の処分			77					182	260	
自己株式の消却			△2,086					2,086	－	
利益剰余金から資 本剰余金への振替			2,004				△2,004		－	
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)										△7
当 期 変 動 額 合 計	－	－	△3	－	△3	－	△580	318	△269	△7
当 期 末 残 高	3,099	3,031	－	301	246	14,986	18,242	△2,207	37,701	88

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの……時価法
 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品及び仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原 材 料 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯 蔵 品 最終仕入原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産 ……定率法

(リース資産を除く) ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法
 主な耐用年数は以下のとおり

建 物 8～50年

構 築 物 7～50年

機 械 及 び 装 置 10年

車 両 運 搬 具 4～5年

工 具、器 具 及 び 備 品 2～15年

無 形 固 定 資 産 ……利用可能期間（5年）に基づく定額法

(ソフトウェア)

リ ー ス 資 産 ……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における手持工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

役員株式給付引当金

役員株式給付規定に基づく役員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、日本国内において、間仕切製品の製造、販売及び施工並びにこれらの付帯業務を行っております。顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりとなります。

①工事契約

工事契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

②施工を伴わない製品の販売

施工を伴わない製品の国内の販売については、顧客に製品を出荷した時点で収益を認識しております。

会計上の見積りに関する注記

工事契約における収益の認識

- ・ 計算書類に計上した金額

当事業年度における売上高44,616百万円のうち、当事業年度末における未成工事案件に係る売上高4,735百万円

- ・ 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

工事契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

(2)当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

工事の進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

(3)翌事業年度の計算書類に与える影響

顧客との契約から受け取る対価の総額、予想される工事原価の合計及び決算日における進捗度は、当社の過去の実績や事業環境等を踏まえその時点で合理的と判断した情報に従って見積っております。しかし、見積り後に原材料等の価格や施工条件、気象条件等の様々なリスク等の顕在化や予測不能な前提条件の変化などが生じた際には、見積り及び仮定に影響を与える恐れがあります。したがって、これらの見積り及び仮定に基づく数値は、一定の不確実性を伴うため、実際の結果と異なる場合があります。当社の翌事業年度の計算書類に影響を与える可能性があります。

未適用の会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号2024年9月13日）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号2024年9月13日）

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

（１）概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

（２）適用予定日

2028年３月期の期首より適用予定であります。

（３）当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であります。

追加情報

株式給付信託（BBT）

当社は、取締役（監査等委員である取締役を含み、社外取締役を除きます。）及び執行役員（以下、「取締役等」といいます。）の報酬と、当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、取締役等に対する株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」を導入しております。

（1）取引の概要

本制度は、当社取締役会が定める「役員株式給付規定」に従って、当社の取締役等に対して、その役位や業績達成度等に応じて付与されるポイントに基づき、当社株式を給付する仕組みであります。なお、取締役等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時としております。

取締役等に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとしております。

本制度に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）に準じて、総額法を適用しております。

（2）信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随する費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度435百万円及び406,600株であります。

貸借対照表に関する注記

棚卸資産の内訳

製品	62百万円
仕掛品	317百万円
原材料及び貯蔵品	738百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	株式の種類	当事業年度期首株式数 (株)	増加株式数 (株)	減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式	普通株式	10,903,240	10,903,240	2,084,500	19,721,980

- (注) 1 2024年10月1日付けで普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。
- 2 普通株式の発行済株式の増加10,903,240株は、株式分割による増加であります。
- また、普通株式の発行済株式の減少2,084,500株は、2024年10月31日取締役会決議による自己株式の消却による減少であります。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	株式の種類	当事業年度期首株式数 (株)	増加株式数 (株)	減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
自己株式	普通株式	1,580,397	2,852,773	2,256,700	2,176,470

- (注) 1 普通株式の自己株式数の当事業年度末株式数には、「株式給付信託(BBT)」に係る信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式406,600株を含めております。
- 2 普通株式の自己株式の増加2,852,773株は、株式分割による増加1,563,197株、2024年10月31日取締役会決議に基づく取得による増加1,134,500株、「株式給付信託(BBT)」の取得による増加155,000株、単元未満株式の買取による増加76株であります。
- また、普通株式の自己株式の減少2,256,700株は、2024年10月31日取締役会決議による自己株式の消却による減少2,084,500株、「株式給付信託(BBT)」への拠出による減少155,000株、「株式給付信託(BBT)」からの給付による減少17,200株であります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	662	70.00	2024年3月31日	2024年6月27日
2024年10月31日 取締役会	普通株式	567	60.00	2024年9月30日	2024年11月25日
計		1,230			

- (注) 1 2024年6月26日定時株主総会決議に基づく配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」に係る信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式に対する配当金10百万円が含まれております。
- 2 2024年10月31日取締役会決議に基づく配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」に係る信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式に対する配当金7百万円が含まれております。

計算書類

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月25日 定時株主総会	普通株式	628	利益剰余金	35.00	2025年3月31日	2025年6月26日

(注) 2025年6月25日定時株主総会決議予定に基づく配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」に係る信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式に対する配当金14百万円が含まれております。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産		
未払事業税		48
賞与引当金		396
未払法定福利費		55
退職給付引当金		617
役員株式給付引当金		95
減損損失		103
その他の		49
繰延税金資産小計		1,365
評価性引当額		△167
繰延税金資産合計		1,198
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金		△112
その他有価証券評価差額金		△39
繰延税金負債合計		△151
繰延税金資産の純額		1,047

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.5%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.0%
住民税均等割等	1.5%
試験研究費等の税額控除	△1.2%
賃上げ促進税制による税額控除	△0.6%
評価性引当額の増減	0.8%
税率差異による影響	△0.4%
その他	△0.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.3%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.5%から31.4%に変更して計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）が15百万円増加し、法人税等調整額が16百万円、その他有価証券評価差額金が1百万円それぞれ減少しております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については内部留保資金による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の債権管理規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を実施し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、各取引先の信用状況を定期的に把握する体制としており、取引開始時における与信調査、与信枠の定期的な見直しを実施しております。

投資有価証券は、債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行会社の財政状態等を把握することとしており、担当役員より代表取締役社長に報告されております。

営業債務である買掛金及び未払金、また未払法人税等は、その全てが1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。当社は、経営計画及び各部門からの報告に基づき、経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を一定水準に維持することなどにより当該リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

計算書類

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
投資有価証券			
その他有価証券	384	384	—
資産計	384	384	—
(*1) 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「電子記録債権」「買掛金」「未払金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。 (*2) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。			
区分	当事業年度(百万円)		
非上場株式	91		

(注) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内(百万円)	1年超5年以内(百万円)
現金及び預金	16,707	—
受取手形	768	—
売掛金	6,217	—
電子記録債権	3,417	—
投資有価証券		
その他有価証券のうち満期があるもの(地方債)	—	50
合 計	27,111	50

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	335	—	—	335
地方債	—	48	—	48
資産計	335	48	—	384

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び地方債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している地方債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

退職給付会計に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度、確定拠出型の制度として企業型確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(単位：百万円)
退職給付債務の期首残高	1,802
勤務費用	113
利息費用	16
数理計算上の差異の発生額	△229
退職給付の支払額	△36
退職給付債務の期末残高	1,665

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

該当事項はありません。

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(単位：百万円)
非積立型制度の退職給付債務	1,665
年金資産	—
未積立退職給付債務	1,665
未認識数理計算上の差異	300
退職給付引当金	1,966

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(単位：百万円)
勤務費用	113
利息費用	16
数理計算上の差異の費用処理額	△14
確定給付制度に係る退職給付費用	115

(5) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

	(単位：％)
割引率	2.0

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は437百万円であります。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

品目別に分解した売上高は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

品目	売上高
可動間仕切	19,661
固定間仕切	9,398
トイレブース	7,753
移動間仕切	6,012
ロー間仕切	609
その他	1,181
合計	44,616

2. 収益を理解するための基礎となる情報

当社は、日本国内において、間仕切製品の製造、販売及び施工並びにこれらの付帯業務を行っております。

(1) 工事契約

工事契約の履行義務の充足時点については、顧客との契約における義務を当社が履行することにより、資産の価値が増加し顧客が当該資産を支配すると判断できるため、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。義務の履行に伴い発生するコストが、顧客に支配が移転する財又はサービスの影響を反映すると考えられるため、進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

取引の対価に変動対価は含まれておりません。

工事契約の一部では顧客に支払われる対価が生じる場合があり、顧客から受領する別個の財又はサービスと交換に支払われるものである場合を除き、取引価格から減額しております。

取引の対価は、契約条件に従い、概ね履行義務の進捗に応じて段階的に受領しており、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

(2) 施工を伴わない製品の販売

施工を伴わない製品の販売の履行義務の充足時点については、製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が顧客に移転し、顧客から取引対価の支払を受ける権利を得ている時点と判断されますが、出荷時から製品の支配が国内の顧客に移転する時までの期間が通常の期間であると判断できることから、製品を出荷した時点で収益を認識しております。

取引の対価に変動対価は含まれておりません。

履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は6か月以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	10,937
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	10,403
契約資産（期首残高）	2,680
契約資産（期末残高）	2,829
契約負債（期首残高）	128
契約負債（期末残高）	213

契約資産は、顧客との工事契約について履行義務の充足に係る進捗度に基づき認識した収益額のうち未回収の対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振替えられます。当該工事契約に関する対価は、契約条件に従い、概ね履行義務の進捗に応じて段階的に受領しております。

契約負債は、顧客との工事契約について収益の認識額を上回って顧客から受領した前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

工事契約に係る残存履行義務に配分した取引価格の総額は18,897百万円であります。当社は、当該残存履行義務について、履行義務の充足に係る進捗度に基づき期末日後1年以内に約80%、残り約20%がその後5年以内に収益として認識されると見込んでおります。

施工を伴わない製品の販売については、当初に予想される契約期間が1年以内の契約に該当するため、実務上の便法を適用し注記の対象に含めておりません。

1 株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,153円83銭
-----------	-----------

1株当たり当期純利益	145円64銭
------------	---------

(注) 2024年10月1日付で普通株式1株に対し2株の割合で株式分割を行っております。

1株当たり情報の各金額は、当事業年度の期首に株式の分割をしたと仮定して算定しています。

独立監査人の監査報告書

小松ウオール工業株式会社

2025年5月9日

取締役会 御中

かなで監査法人

東京都中央区

指 定 社 員	公認会計士	篠 原 孝 広
業務執行社員		
指 定 社 員	公認会計士	高 村 藤 貴
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、小松ウオール工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第58期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であり、同システムに関する事業報告への記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘する事項は認められません。また内部統制システムの構築・運用には、経営環境の変化に対応した取組みが継続的に行われているものと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 かなで監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月15日

小松ウオール工業株式会社 監査等委員会

監査等委員（常勤） 比 嘉 正 人

監査等委員 中 田 浩 一

監査等委員 松 山 純 子

（注）監査等委員中田浩一及び松山純子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

日 時：2025年6月25日（水曜日）午前10時（午前9時より受付開始）

会 場：石川県小松市工業団地1丁目72番地

当社本店 2階会議室

TEL 0761 (21) 3131 (代)

交通 小松空港	タクシー	5分
〈金沢方面から〉		
北陸自動車道小松インターチェンジ	車	10分
〈福井方面から〉		
北陸自動車道片山津インターチェンジ	車	7分
ETC専用 安宅PAスマートインターチェンジ	車	2分
JR北陸本線小松駅	タクシー	15分

株主総会会場ご案内図

